

12年賃金確定闘争の主な到達点について

□ 2012年給与改定（人事委員会勧告を完全実施）

- 給料表の改定（住居手当見直し分を原資として公民較差を解消、残りを職責差により再分配）
勧告どおり、公民較差を解消するため、住居手当の見直しを併せて給料月額改定を行う。改定幅は、行（一）各級の最高の改定率・額が、主事0.6%、主任0.7%、係長及び課長補佐0.9%のプラスとなる。
- 再任用職員は、マイナス改定
住居手当が支給されていないため、公民較差相当分の引下げを行うとして、改定率は△0.32%のマイナス改定。
- 特別給（一時金）は据え置き
民間と均衡しているとして、改定を行わず、据え置き（年3.95月、再任用2.10月）
- 業務職給料表（行（二）給料表）は、作成方針に基づき改定
- 実施時期
平成24年12月1日からとし、本年4月から11月までの公民較差相当分を解消するため、「所要の調整」を12月期の期末手当において実施。

□ 2012年年末一時金

現行条例・規則どおり、期末手当を1.375月、勤勉手当を0.675月、合計2.05月分を、再任用職員については、期末手当を0.800月、勤勉手当を0.325月、合計1.125月分を、12月10日に支給。

□ 住居手当の支給を限定

支給対象者については、35歳未満の若年層の借家・借間に居住する世帯主等に限定し、自宅に居住する場合には支給を廃止する。また、支給額については、（現行8,500円から）15,000円（単身赴任手当支給者は7,500円）へと増額。

□ 退職手当削減

- 最高支給月数を現行59.2月から45.0月に削減。定年等退職と普通退職の支給率を一本化。
- 調整額ポイントを引き上げ、主事にも付与。
主事：10ポイント、主任：15ポイント、係長：20ポイント、課長補佐：25ポイント
- 実施時期は、本則が平成27年4月1日。
- 経過措置は、定年等退職は、①平成25年1月1日～3月31日、②平成25年4月1日～平成26年3月31日、③平成26年4月1日～平成27年3月31日、④本則までの4段階。この間、支給率は1/4ずつ引下げ。普通退職は、①②まで同様で、本則平成26年4月1日までの3段階で、この間、支給率を1/3ずつ引下げ。

□ 55歳超職員の昇給抑制

勤務成績に基づく昇給決定について、55歳以上の職員に対する昇給号給数は、「最上位」2号給、「上位」1号給、その他は昇給なし。現業系職員の昇給調整措置については、55歳以上職員を除く。
○実施時期は平成26年4月1日

□ 勤勉手当成績率の適用対象を全職員に拡大

- 成績率の加算額原資
ア．係長以上の職員は、勤勉手当0.06月、扶養手当及び下位からの減額分6%。
イ．行政系主任・主事、現業系職員は、勤勉手当0.02月、扶養手当及び下位からの減額分6%。
- 成績率の段階
ア．係長以上の職員は、最上位（10%程度）・上位（対象者40%から最上位を除く）・中位・下位の4段階
イ．一般職員は、上位（40%）・中位・下位の3段階
- 実施時期は平成25年6月期の勤勉手当から。
- 全職員適用後3年目に、その運用実態について労使で再検証。
- 再任用職員については、下記一時金交渉期を目途に引き続き協議。

□ 人事考課制度

- 苦情相談事例について、人事制度検討会を活用し、労使で検証。
- 相対評価の配分率等の開示。

□ 係長級職昇任選考の本人申込制廃止

- 育児・介護等、特に考慮すべき自由を有する場合には申し出ることができる機会を設ける。
- 平成24年度選考から実施。

□ 現業系職員給与任用制度（新たな職の設置）【都労連要求】

- 新3級職（仮称：担任技能長）を設置
- 資格基準は、55歳以上60歳未満とし、認定技能職員を要件とする。
- 選考方法は、勤務実績等に基づき職制により選抜。
- 職設置の優先度、任用候補者の配置状況、選考の年度間均衡等を考慮しながら、毎年度の合格者数を決定。
- 任用開始時期は、平成25年4月1日

□ 高齢期雇用制度（雇用と年金の接続）

国の動向が不透明等の要因から、来年の夏季一時金交渉期までに一定の結論が得られるよう引き続き協議。

□ 1時間当たりの給料等の額の算出方法の改正

勤務1時間当たりの給料等の額に算入する手当から住居手当を除外する。

お詫びと訂正

2012年11月15日（木）発行の経済支部ニュース第16号（賃金闘争特集号）の記載に間違いがありました。

組合員の皆さんにお詫びするとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

- 1面「現業系人事制度」
「限定技能職員」⇒「認定技能職員」
- 2面中段表中「退職手当」
国の最高支給月数（改定後）
「49.52月」⇒「49.49月」
- 2面下段「経過措置」の妥結結果
「1/3ずつ逡減」⇒「1/4ずつ逡減」
「1/3ずつ加算」⇒「1/4ずつ加算」

国家公務員退職手当削減法案の強行 成立に抗議―自治労連書記長談話―

今臨時国会に提出されていた国家公務員退職手当「改正」法案は、11月16日、衆参での委員会質疑・本会議採決をわずか1日で強行するという異常な国会運営のもとで成立した。この法案は、人事院調査による官民較差33.9万円を解消するとして、支給率の大幅な引き下げを行うものである。さらに政府は、閣議決定で、地方に対しても国に準じた引き下げを要請している。

退職手当は、1999年以降の大幅賃金引き下げのもとで、退職後の重要な生活資金となっており、前例のない大幅引き下げは、「得られたはず」の財産権の侵害ともいえる重大な問題である。青年層も含め、将来不安をさらに大きくし、働きがいや仕事への意欲を失わせるものである。

同時に、国家公務員の退職手当大幅引き下げは、地方公務員にもたちに影響し、それが、ここ数年、大きく引き下げられてきた民間労働者の退職金をさらに押し下げることにつながる。これは、大企業・財界がねらってきた日本の労働者全体の生涯賃金引き下げを進めるものであり、個人消費の落ち込みによって、地域経済にも否定的な影響を与えざるをえない。

また、野田内閣は同日の閣議で、ベテラン職員の昇給制度の見直しを内容とする12人勧の取扱いについて、「世代間の給与配分の適正化や雇用と年金の接続の観点から幅広く検討」を行った上で、給与臨時特例法（賃下げ法）による減額措置が終わる14年4月から、本年の勧告内容を「実施する方向」を閣議決定した。

「先送り」それ自体が、人事院勧告制度

を否定するものであるとともに、今、政府がやるべきことは、公務員賃金の社会的な影響なども踏まえ、公務・公共労働者の生活改善だけでなく、民間労働者の賃上げや内需拡大にも資する「賃下げ法の廃止・賃金改善」である。しかし政府は、そうした私たちの要求に応えることなく、民自公3党の談合による国会乗り切りのためだけに「先送り」したものであり、到底、納得できない。

この臨時国会においても、民自公各党は、厳しい現実には置かれている労働者・国民の暮らしを顧みることなく、政局に明け暮れ、まともな国会審議を行うことはなかった。こうしたもとで、「みずからの身を切る」退職手当削減法案は、提出から2週間にわたり趣旨説明さえ行われなかった。法案の強行成立が、この局面をねらった解散・総選挙向けの「地ならし」であることは明らかである。

国会解散により、公務員の協約締結権回復などを内容とする国家公務員制度改革関連法案は廃案となり、民主党の党利党略で昨日提出された地方公務員制度改革関連法案も廃案となった。

自治労連は、こうした国会運営を続けた民自公に強く抗議するとともに、引き続き、消費税増税、社会保障大改悪の実行を許さないたたかいをさらに強める。そして、労働者としての生活と権利を守り、賃下げのスパイラルと雇用破壊を断ち切るため、広範な労働者・国民との連帯を広げながら、全国の職場・地域で引き続き奮闘するものである。